

調布市建設キャリアアップシステム推奨モデル工事の試行実施に係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、調布市が発注する工事において、建設技能者の技能や経験を蓄積し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成を促進するため、試行的に建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）を活用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号の定めるものとする。

- (1) CCUS 建設工事業を営む事業者が現場に従事する技能者の入場管理や処遇改善等に活用することを目的とし、就業履歴や技能レベル等を業界横断的に登録・蓄積するためのデータベースシステムのことをいう。システムの運営は（一財）建設業振興基金である。
- (2) 下請事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5号に規定する下請負人をいう。
- (3) 技能者 元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいう。
- (4) 事業者登録 CCUSに「事業者」の登録を行うことをいう。
- (5) 技能者登録 CCUSに「技能者」の登録を行うことをいう。
- (6) 管理者ID登録 元請事業者がCCUSに「現場管理者」の登録を行うことをいう。
- (7) カードリーダー等 CCUSの技能者の就業履歴情報の登録に対応した、現場に設置する機器をいう。
- (8) 就業履歴情報登録 技能者による現場での建設キャリアアップカードを用いた就業履歴の情報又はCCUSに直接入力した情報の登録を行うことをいう。
- (9) 現場利用料 CCUSの技能者の就業履歴情報の登録（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請事業者として現場管理者を登録する事業者が支払いを行う費用をいう。

(対象工事)

第3条 調布市が発注する建設工事を対象とするものとする。ただし、以下に掲げる工事は原則としてモデル工事の対象としない。

- (1) 実工期（休日を除く）が30日未満の工事
- (2) 単価契約による工事など、緊急対応が求められる工事

(3) 発注者がモデル工事になじまないと判断した工事

(実施方法)

第4条 発注者は、モデル工事の実施に当たり、モデル工事の対象である旨を入札公告に明示するものとする。

2 受注者は、CCUSの活用を希望する場合には、活用内容等をCCUS活用届に記載し、工事主管課長に提出するものとする。

3 工事主管課長は、前項のCCUS活用届の写しを契約課長に送付するものとする。

4 受注者は、不測の事態等によりCCUSが活用できなくなった場合、その旨を速やかに発注者に報告し、活用について協議するものとする。

(活用内容)

第5条 受注者は、モデル工事として次の各号に定める内容を実施するものとする。

(1) 事業者登録

元請事業者の登録を完了すること。

(2) 技能者登録

元請事業者又は下請事業者のうち1名以上の技能者の登録を完了すること。

(3) 管理者ID登録

元請事業者が現場管理者の登録を完了すること。

(4) カードリーダー等設置

カードリーダー又は就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型等の機器を設置すること。

(5) 就業履歴情報登録

技能者登録の対象者の就業履歴情報を登録し、その情報の蓄積を30日以上行うこと。

2 受注者は、CCUSの活用に当たっては、システムの運用主体である（一財）建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。

(活用内容の達成状況の確認)

第6条 受注者は、現場完了時に第5条に掲げるモデル工事の試行内容の達成状況について、以下の書類をCCUS実施報告書に添えて発注者に提出し、確認を受けるものとする。

試行内容の達成条件	確認書類の例
(1) 事業者登録	事業者登録完了メールの写し
(2) 技能者登録	技能者登録完了メールの写し
(3) 管理者 ID 登録	現場管理者 ID 登録完了メールの写し
(4) カードリーダー等設置	カードリーダー等の機器設置状況写真
(5) 就業履歴情報登録	就業履歴一覧表

- 2 受注者は、各種登録完了メールについて、ログイン ID、パスワード、本人確認番号が記載されている場合は、提出時には黒塗りとするものとする。
- 3 工事契約締結前に事業者登録や技能者登録を行っている場合は、達成条件を満たしているものとする。

(工事成績評定への反映)

第7条 発注者は、第5条に掲げる試行内容を受注者が全て達成した場合には、工事成績評定において、以下のとおり加点するものとする。

評価対象内容	評価基準	加点 (※)
(1) 事業者登録	(1)~(5)の全ての基準を達成している。	工事成績評定の「創意工夫と熱意」において1点の加点とする。
(2) 技能者登録		
(3) 管理者 ID 登録		
(4) カードリーダー等設置		
(5) 就業履歴情報登録		

- 2 「創意工夫と熱意」で定める他の項目において加点上限に達していた場合、前項における加点は行わないものとする。
- 3 試行内容に未達成の項目があっても、工事成績評定点を減点する措置は講じないものとする。

(CCUS 活用にかかる費用)

第8条 CCUS 活用のための費用については、カードリーダー等設置費用及び現場利用料について、受発注者の協議により、以下のとおり、設計変更時の支出実績に基づき、現場管理費として積上げ計上し、変更契約の対象とする。

この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外として積算する。

(1) カードリーダー等設置費用

カードリーダーの購入費用について、使用するOSの上限額に応じ、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき新規購入に限り費用を計上する。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リース及びレンタルの場合は費用を計上しない。

また、機器の設置費や通信費は計上しない。

現場で使用する OS	費用計上の上限	台数
Windows	10,000 円／台（税抜）	1 工事あたり 1 台を上限とする。
iOS	30,000 円／台（税抜）	

※ ログイン機能対応カードリーダーの場合については、現場で使用する OS を問わず費用計上の上限を 1 台 3 万円（税抜）までとする。

(2) 現場利用料

現場における現場利用料（カードタッチ費用）は、当該現場に係る現場利用料の明細等に基づき費用を計上する。

また、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、CCUS への事業者登録、技能者登録にかかる費用及び管理者 ID 利用料は計上しない。

(その他)

第 10 条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行し、施行日以降に起工する工事から適用する。